

# 平成24年第4回紀の川市議会定例会 第5日

平成24年12月17日（月曜日） 開 議 午前 9時28分  
散 会 午前 9時37分

## ◎議事日程（第5号）

日程第1 議案第178号 訴えの提起について

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程（第5号）のとおり

## ○出席議員（20名）

1番 榎本喜之	2番 室谷伊則	3番 原延治
4番 川原一泰	6番 阪中晃	7番 松本哲茂
8番 上野健	9番 杉原勲	10番 高田英亮
11番 寺西健次	12番 堂脇光弘	13番 田代範義
14番 石井仁	17番 今西敏文	18番 竹村広明
19番 岡田勉	20番 坂本康隆	21番 大森道夫
22番 亀岡雅文	23番 村垣正造	

## ○欠席議員（4名）

5番 吉田隆三郎	15番 森田幾久	16番 井沼武彦
24番 西川泰弘		

## ○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	橋口順
総務部長	竹中俊和	市民部長	北林佳高
地域振興部長	吉田靖	保健福祉部次長	服部恒幸
農林商工部長	歌英樹	建設部長	阪口政弘
国体対策局長	岩原晃	会計管理者	武田雅明
水道部長	今井辰巳	農業委員会事務局長	立具秀敏
教育長	松下裕	教育部長	西田好宏
総務部財政課長	森本浩行		

## ○議会事務局職員

事務局長	永 田 博 敏	次長兼議事調査課長	藤 井 節 子
議事調査課課長補佐	岩 本 充 晃	議事調査課係長	田 中 啓 吾

---

（開議 午前 9時28分）

○副議長（村垣正造君） おはようございます。

報告ですが、15番 森田幾久君、16番 井沼武彦君から療養のため、24番 西川泰弘君から所用のため、本日の会議を欠席させていただきたいとの届け出がありました。

ただいま申し上げましたとおり、議長が欠席されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、本日、副議長の私が議長の職務を努めさせていただきますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第4回紀の川市議会定例会5日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 議案第178号 訴えの提起について

---

○副議長（村垣正造君） 日程第1、議案第178号 訴えの提起についてを議題といたします。

なお、本日は提案説明を聞くだけにとどめ、21日の本会議において質疑、討論、採決を行いますので、御承知願います。

それでは、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

本定例会に追加提案させていただきます議案は1議案でございます。その概要について、説明を申し上げます。

議案第178号 訴えの提起については、安楽川中学校敷地として占有している土地について、土地所有権移転登記を求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案の概要説明を申し上げましたが、引き続き担当部長から詳細説明をいたしますので、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（村垣正造君） 続いて、補足説明を求めます。

教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） おはようございます。

追加議案書1ページをお開きください。

議案第178号 訴えの提起について、土地所有権移転登記の請求について、下記のとおり訴えを和歌山地方裁判所に提起するので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1 訴えの相手方 \_\_\_\_\_

2 訴えの趣旨 登記名義人の相続人に所有権移転登記手続の承諾を求めたが、応じないため、移転登記の判決を求める。

3 訴え遂行の方針 弁護士を訴訟代理人に選任し、訴えを遂行する。

提案理由といたしまして、安楽川中学校敷地として占有している土地について、土地所有権移転登記を求める訴えを提起するためでございます。

次の2ページに、物件、位置図を資料として記載しておりますので、御参考にしてください。

以上、よろしく申し上げます。

○副議長（村垣正造君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって散会といたします。

なお、あすから20日までは議案精査のため休会とし、12月21日金曜日午前9時30分から再開いたします。

御苦労さまでございました。

○副議長（村垣正造君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） 恐れ入ります。詳細について御説明申し上げます。

教育委員会では、管内各小・中学校の耐震工事計画を進める中で、市立安楽川中学校の敷地内に未登記の土地があることが判明しましたので、本年度予算にて所有権移転登記委託料を計上し、移転登記事務を進めております。

そのうち、\_\_\_\_\_の物件については、昭和59年に\_\_\_\_\_より所有権の所在を主張され、旧桃山町が訴訟を起こされましたが、昭和63年、最高裁において所有権が相手側でない旨の判決が下されました。しかし、所有権の所在について判決が出ていたにもかかわらず、所有権移転登記事務を進めていなかったため、移転登記されず、現在に至っていたという経緯があります。

本物件について、\_\_\_\_\_の相続者のうち、1名に\_\_\_\_\_より名義相続の上、所有権を市に移転いただきたい旨、依頼したところ、当方からの要望には応じない、訴訟を起こせばよいとの回答でした。ほかの相続権者もそれに同調する姿勢でございます。

以上、上記により教育委員会は\_\_\_\_\_の物件について、所有権移転登記請求訴訟の訴えをお願いするものでございます。

経緯につきましては、昭和59年9月28日は\_\_\_\_\_より訴訟が起こ

された年月日でございます。また、昭和61年12月9日和歌山地方裁判所において、原告請求の却下判決が出ております。同じく、昭和62年4月28日、大阪高等裁判所においても却下の判決が出ております。先ほど申し上げましたとおり、昭和63年11月1日に最高裁判所において上告却下の判決が出たところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○副議長（村垣正造君） それでは説明を終わります。

質疑、討論、採決は21日に行いますので、よろしく申し上げます。

御苦勞さんでございました。

（散会 午前 9時34分）